

	内容	罰則	責任者
1	衣装／小道具違反 — 第 501 条第 1 項、ISU コミュニケーション第 1860 号	プログラムごとに -1.0	レフェリー+ジャッジ*
2	衣装の一部／装飾品の氷上落下 — 第 502 条第 2 項	プログラムごとに -1.0	レフェリー
3	転倒 転倒とは、スケーターがコントロールを失い、その結果体重の過半が身体のブレード以外の部分、例えば片手または両手、片膝または両膝、片尻または両尻、腕の一部によって氷上に支えられた状態と定義される(第 503 条第 1 項)。	パートナーの一方の転倒ごとに -1.0 両パートナーの転倒ごとに -2.0	テクニカルパネル**
4	演技開始の遅れ — 第 350 条第 2 項 — 1 秒から 30 秒遅れて開始した場合	-1.0	レフェリー
5	中断地点から再滑走することが許された場合の演技の中断 — 第 515 条第 3 項 b)	-5.0	レフェリー 中断が始まり 40 秒以内にパートナーの一方がレフェリーに申告しない場合、あるいは与えられた追加の 3 分間以内にカップルが演技を再開できない場合、そのカップルは棄権となる。
6	音楽要件 — 第 707 条第 5 項とコミュニケーション第 1860 号(リズム)による 音楽は指定されたパターンダンスのリズムにそったものを選ばなければならない。ISU アイスダンス音楽集から選んでよいが、この場合選べるのは 1 番から 5 番の曲のみである。	プログラムごとに -2.0	レフェリー+ジャッジ*
7	テンポ規定 — 第 707 条第 5 項とコミュニケーション第 1860 号(テンポ)による 必要なシークエンス中のテンポは一定でなければならず、そのパターンダンスに要求されたテンポ(ISU アイスダンスハンドブック 2003 参照)の±2 拍/分であること	プログラムごとに -1.0	レフェリー
*レフェリー+ジャッジ:全ジャッジとレフェリーを含むパネルの多数意見により減点を適用する。意見が 50:50 に割れた際は減点されない。スクリーン上のボタンを押すことで減点を適用する。			
**テクニカルパネル:TS が特定し、TC が認定あるいは訂正し減点する。ただし、TC の訂正に両 TS が賛同しない場合は TS と ATS による決定が維持される。			